

吉野川市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書

- 1 事業の名称 吉野川市子育て世帯訪問支援事業
- 2 事業実施期間 契約の日から令和9年3月31日
- 3 対象地域 吉野川市全域

4 事業の目的

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐため訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事及び育児・養育等の支援を行う。

5 事業概要

吉野川市（以下「委託者」という。）は、上記業務を子育て世帯訪問支援事業登録事業者（以下「受託事業者」という。）に委託して実施するものとする。

委託業務の実施に当たっては、吉野川市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に準じ適切に行うとともに、この事業の利用者が養育及び子育て支援の必要な家庭であることを十分自覚し、利用者への安全配慮、サービス提供には特に意を用いて遂行する。

（対象家庭）

本事業の支援対象は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると認め、次に掲げるような状態にある者を対象とする。

- （1） 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- （2） 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- （3） 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- （4） その他、事業の目的に鑑みて、市長が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

（派遣方法）

受託事業者は、委託者から利用依頼書等に基づき、訪問支援員を派遣する。

(業務内容)

事業で行う業務は、次に掲げるものとし、その援助内容は別表第1に定めるものとする。

- (1) 家事支援
- (2) 育児支援

(派遣時間等)

派遣時間等は、次のとおりとし、受託事業者は、サービスを行う前に訪問支援員の検温及び検温チェックを必ず行うこと。

- (1) 派遣できる時間は、午前9時から午後5時までの可能な時間とする。
- (2) 1日当たり2時間を限度とする。
- (3) 利用回数及び期間は、別表第2に定めるものとする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。
- (5) 本事業の実施日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日(以下「祝日等」という。)を除くものとする。

(訪問支援員について)

受託事業者は、委託者の決定内容に基づく援助を提供できるよう、次の体制を確保すること

- (1) 本事業を管理する者(事業実施責任者)がいること。
- (2) 家事又は育児に関する援助を適切に実施する能力を有すること。
- (3) 心身ともに健康であること。
- (4) 次のアからウまでに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなるまでの者
 - (イ) 児童福祉法(昭和22年法律164号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)、その他国民の福祉に関する法律(児童福祉施行令(昭和23年政令第74号)35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることが無くなるまでの者
 - (ウ) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年度法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- (5) 受託事業者は、訪問支援員に対し、必要な研修を行うなど資質の向上に努めること。
- (6) サービスを行うときには、訪問支援員は常に身分証明書を携帯し、サービス開始時に必ず身分証明書を利用者に提示すること。

(委託料)

- (1) 委託者は、別表3に掲げる委託単価により算出した額を、月毎に受託事業者へ支払うものとする。
- (2) キャンセルの取り扱いについて、委託者は利用者から訪問支援派遣予定日の前日（この日が本事業を実施する除外日及び土曜日、日曜日であるときは、その前日）午後5時までに変更等の連絡がない場合には、受託事業者に1,860円を支払うものとする。
- (3) 訪問支援員の1回あたりの派遣時間に1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り下げ、30分以上は1時間に繰り上げる。

(実績報告等)

受託事業者は、毎月1日から末日までの実績を1か月単位とし、翌月10日までに「吉野川市子育て世帯訪問支援事業実績報告」により、請求書と市長が認める書類を添付して委託者に報告するものとする。

(賠償責任保険)

受託事業者は、本業務を実施するにあたり、活動中の事故等に備え、傷害・賠償責任保険等へ加入すること。

(秘密保持義務)

受託事業者は、本業務の実施上、当該対象家庭において知り得た秘密を守らなければならない。

(緊急時の対応)

受託事業者は、業務の実施に伴い不測の事故等が生じたときは、次の行動をとること。

- (1) 医療機関等に連絡を取り、緊急対応をすること。
- (2) 事故及び緊急対応の状況を吉野川市に報告すること。
- (3) 事故報告書（任意様式）を作成し、吉野川市に提出すること。

(連絡調整)

この事業の実施にあたっては、受託事業者及び委託者の双方緊密な連絡調整を図るものとする。

(その他)

この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議して実施するものとする。

別表第1 事業区分及び内容

事業区分	支援内容
家事支援	1) 食事の準備及び片付け 2) 衣類の洗濯 3) 居室等の日常的な掃除、整理整頓 4) 生活必需品の買い物 5) その他、必要な家事援助
育児支援	1) 授乳の準備・補助 2) おむつの交換・着替えの介助 3) 沐浴の補助 4) 母子保健施策・子育て支援施策の情報提供 5) その他、必要な育児援助

別表第2 利用回数及び利用時間

対象家庭	利用回数	利用期間
家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭であって、市が事業の利用を承諾した家庭	1日当たり2時間かつ1箇月当たり20時間とする。	必要と認められる期間

別表第3 委託単価

項目	単価
訪問支援費	1時間当たり 3,000円
	1回あたり 1,860円
事務費及び管理費	月額 47,000円

※食材料費、光熱水費、買い物等に係る費用は、利用者の実費とする。

※事務費及び管理費について、月中途での契約又は契約解除の場合は日割計算により算出